

# 告 示

## 埼玉県告示第千八百八十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年十月十一日午前十時	スカイテック興産株式会社	大和邦章	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目十九番二十六号サザンスカイビル五〇二号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館五三一会議室